

地方公営企業会計制度改正対応に伴う地財措置について

地方公営企業の財務状況の明確化、透明性の向上等を図る観点から実施する地方公営企業会計制度改正に対応するための経費について、所要の地方財政措置を講じる。

1 背景等

地方公営企業の会計制度については、民間企業会計基準の動向等も踏まえた見直しを行うことにより、財務状況の明確化、透明性の向上等を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、平成21年度に取りまとめられた地方公営企業会計制度等研究会報告書において、これからの地方公営企業にふさわしい会計制度のあり方が示されるとともに、会計基準の改正に伴って必要となるシステム改修経費等について財政措置を検討する必要があるとの提言がなされたところである。

2 施策の概要

平成25年度に予定している地方公営企業会計制度改正対応に要する経費について、所要の地方財政措置を講じる。

- 地方公営企業会計制度改正対応に要する経費 : 会計システム改修費

3 地方財政措置

- 経常収支に不足を生じている企業又は累積欠損金を保有している企業について、会計システムの改修に要する標準的な経費の1/2（ただし、経常収支の不足額又は累積欠損金のいずれか多い額を限度とする。）について一般会計から繰出す（一般会計繰出額の1/2を特別交付税措置予定）。
- 会計システム改修費から一般会計繰出額を除いた部分の経費（公営企業会計負担分）については、公営企業債の起債の対象とする（当該公営企業債の元利償還金に対する地方交付税措置は講じない。）。

平成23年度地方財政計画計上額	18億円
平成23年度地方債計画計上額	108億円